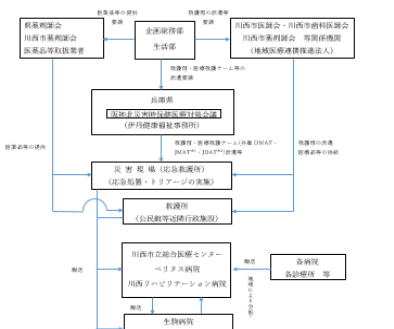


修正後 【計画編】 第1部第1編第6節 猪名川町の概況と風水害等災害(略) 第2 社会的条件 (1)本町の人口は、28,424人、12,469世帯(令和7年4月30日現在)で、近年では減少傾向に転じている。	修正前 【計画編】 第1部第1編第6節 猪名川町の概況と風水害等災害(略) 第2 社会的条件 (1)本町の人口は、28,832人、12,478世帯(令和6年4月30日現在)で、近年では減少傾向に転じている。	人口の増減による文言の修正
【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保 第1 趣旨(略) 第2 内容 1～5(略) (1)～(3)(略) (4)通信の利用と広報 ア～オ(略) カ(7)提供の開始(略) (イ)伝言の条件 a～d(略) e 伝言保存期間：最大6ヶ月	【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保 第1 趣旨(略) 第2 内容 1～5(略) (1)～(3)(略) (4)通信の利用と広報 ア～オ(略) カ(7)提供の開始(略) (イ)伝言の条件 a～d(略) e 伝言保存期間：提供終了まで(ただし最大で6ヶ月)	西日本電信電話株式会社による文言の修正
【計画編】 第2部第3編第3章第4節 救援・救護活動等の実施 4-9医療・助産対策の実施 第1 趣旨 災害のため地域の医療、助産機能が喪失、不足した場合や医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、この計画の定めるところによる。 1 医療、救護の体系 実施担当：生活部、町消防本部  2 救護班の編成及び出動	【計画編】 第2部第3編第3章第4節 救援・救護活動等の実施 4-9医療・助産対策の実施 第1 趣旨 災害のため町の医療機能が被災し、その機能が喪失、不足した場合や混乱した場合における医療および助産対策について定める。 第2 内容 1 実施責任機関 (1)被災者等に対する保健医療活動は、町が中心となり日本赤十字社や医療機関等の協力を得て実施する。 (2)町は、災害救助法が適用された場合には、必要に応じて町長から知事に救護班等の現地派遣を要請する。 2 救護班の編成 (1)町は、災害時に医療の必要者が発生した場合は、町内医療機関に要請して保健医療活動を実施する。 (2)町は必要に応じ、川西市医師会および川西市歯科医師会に設置される災害救護本部に救護隊の派遣を要請する。 (3)救護班の活動は、町の指揮の下に、救護所における医療提供や避難所巡回医療相談等にあたることとする。 (4)町は、DMATの派遣が必要となる可能性がある場合は、伊丹健康福祉事務所へ連絡し、連絡が取れない場合は、県医師課に、連絡が取れない場合は、県災害救急医療情報指令センターに連絡する。また、DMATの派遣が必要になった場合は県医師課等に派遣を要請する。 ※DMATとは、医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職および事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。 ※災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMATおよび救護班の派遣および受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。 3 災害時救護所の設置 (1)猪名川町保健センター(猪名川町紫合字北裏763番地、766-1000)に災害時救護所を設け、収容人員は50人とする。 また、必要により六瀬総合センター(猪名川町笹尾字黒添エ22-1、768-0001)に災害時救護所を設け、収容人員は20人とする。 なお、激甚災害が指定された場合は、救護所等の臨時医療施設の消防用設備等の設置義務の規定および医療法の許可・届出の規定は適用されない。 4 医療・助産用資機材・薬品の備蓄、調達 (1)災害時援護所等で使用する医療・助産用資機材は、町が調達し備蓄することとする。 (2)災害時救護所等で使用する医薬品は、町が町内の薬局を通じて確保する。 また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じた場合は、健康福祉事務所と連携し補給を行うこととする。 なお、町内の医療機関は「資料編/資料6-7」、町が備蓄している医療用資機材、助産用資機材は「資料編/資料8-7」のとおりである。	

頁	修正後	修正前	
110-114	(1) 救護班の編成 救護班は、地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークを通じて、川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会などの関係機関と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などで編成する。 (2) 救護班の出動 救護班は、災害対策本部の指示によって出動する。ただし、災害現場からの要請があった場合、又は急を要すると認められる情報を入手した時は災害対策本部の指示を待たずに出動することができる。この場合、速やかに災害対策本部に報告する。 救護班の構成人員が不足している場合は、災害対策本部から各関係機関へ要請する。 (3) 救護班の業務 救護班が行う業務内容は原則として次のとおりとする。 - ア 負傷者への対応 (ア) トリアージ（被災負傷者、病人の治療優先順位に基づく分類） (イ) 死亡の確認 (ウ) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 (エ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (オ) 傷病者に対する応急措置 - イ 妊産婦への対応 - 助産救護 3 医療助産活動の基準 (1) 医療 - ア 医療は、病院、診療所又は各医院にて行えない場合に限り、救護班によって行う。 - イ 医療は、次に掲げる事項の範囲内で行う。 (ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、その他診療 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護 (2) 助産 - 助産は、次に掲げる事項の範囲内で行う。 - ア 分べんの介助 - イ 分べん前及び分娩後の処置 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 災害救助法との関係 災害救助法が適用された場合は、町長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、県の通知を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて町長が行う。 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表救助の種類 対象 期間 備考 医療 医療の途を失った者（応急的処置） 災害発生の日から１４日以内但し厚生労働大臣の同意を得て期間の延長あり 患者等の移送費は別途計上助産 災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） 分べんした日から７日以内但し厚生労働大臣の同意を得て期間の延長あり妊婦等の移送費は別途計上 ※費用の限度額等については、別に定める。 5 応援要 災害の規模により、町の対応のみでは医療助産の万全を期すことができないと判断した場合は、広域応援・協力計画により応援を要請する。 (1) 救護班の派遣要請 救護班の派遣が必要と判断する場合は、企画総務部、生活部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。 [兵庫県の救護班体制] - ア 兵庫DMAT - イ 災害拠点病院 - ウ 日本赤十字社兵庫県支部 - エ 県立病院 - オ 国立病院機構 - カ 公立病院 - キ 私的医療機関による - ク 県外災害拠点病院 ※１ JMAT（Japan Medecal Association Team） 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。兵庫県は、必要により県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請する。 ※２ JDAT（Japan Dental Alliance Team） 日本災害歯科支援チームJDATは、災害発生後おおむね７２時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の普及を支援することを目的として創設。	る。	医療・助産対策の見直しに係る修正

頁	修正後	修正前	
	（２）兵庫県から委嘱された災害医療コーディネーターや救急告示病院等と連携し、救急医療活動を行う。 ※災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、DMATおよび救護班の派遣および受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。 （３）救護所の設置 猪名川町文化体育館（猪名川町白金1丁目74-24、766-7400）に災害時救護所を設け、収容人員は150人とする。 また、必要により六瀬総合センター（猪名川町笹尾字黒添エ22-1、768-0001）に災害時救護所を設け、収容人員は20人とする。 なお、激甚災害が指定された場合は、救護所等の臨時医療施設の消防用設備等の設置義務の規定および医療法の許可・届出の規定は適用されない。 （４）傷病者搬送体制 傷病者の搬送は消防本部が実施する。なお、道路の寸断や交通渋滞のため、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる傷病者搬送を兵庫県へ要請する。 （５）医薬品の供給 救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、企画総務部、生活部を通じて川西市薬剤師会、兵庫県、県薬剤師会へ供給、斡旋を要請する。 〔疾患別の主な医薬品〕 区分 期間 主な医薬品 救急処置用 発災後3日間 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等 急性疾患用 3日目以降 感冒薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等 慢性疾患用 避難所の長期化 糖尿病、高血圧等への対応 6 医療助産用資器材の確保 （１）医療助産用資器材の調達救護所等で使用する薬剤、治療材料等は、伊丹健康福祉事務所と連携し、また、川西市医師会、川西市歯科医師会及び川西市薬剤師会の協力を得るとともに、下記医療助産資器材取扱機関及び応援協定締結事業者等から調達する。 なお、町内の医療機関は「資料編/資料6-7」、町が備蓄している医療用資器材、助産用資器材は「資料編/資料8-7」のとおりである。		

頁 修正後 1 気象注意報・気象警報等 (1) 地域細分 神戸地方気象台では、注意報・警報などの防災気象情報は、市町村単位に細分して発表される。 (2) 種類、基準 ア 注意報 注意報とは、その現象で災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。 〔 注意報の種類と概要（抜粋） 〕	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>強 風</td><td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。</td></tr><tr><td>風 雪</td><td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>大 雨</td><td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>洪 水</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大 雪</td><td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。</td></tr><tr><td>雷</td><td>落雷によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td></tr><tr><td>乾 燥</td><td>空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。</td></tr></table>	種 類	概 要	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。	風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。	雷	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾 燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。	警報とは、その現象により重大な災害が起こるおそれのあるときに、警戒を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。 ウ 特別警報 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報で、気象庁が市町村単位で発表する。特別警報が発表された市町村では、住民への周知義務があり、直ちに伝達を行う必要がある。 〔 警報の種類と概要（抜粋） 〕
種 類	概 要																	
強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。																	
風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																	
大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																	
洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																	
大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。																	
雷	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																	
乾 燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。																	
110, 111	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>暴 風</td><td>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。</td></tr><tr><td>暴 風 雪</td><td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td></tr><tr><td>大 雨</td><td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。</td></tr><tr><td>洪 水</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。</td></tr><tr><td>大 雪</td><td>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。</td></tr></table> 歌謡・社会部及び其准二部表	種 類	概 要	暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。	暴 風 雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。	洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。	大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。					
種 類	概 要																	
暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。																	
暴 風 雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																	
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。																	
洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。																	
大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。																	

修正前 気象予警報関連の解説 1 気象注意報・気象警報等 (1) 地域細分 神戸地方気象台では、注意報・警報などの防災気象情報は、市町村単位に細分して発表される。 (2) 種類、基準 ア 注意報 注意報とは、その現象で災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。 〔 注意報の種類と発表基準（抜粋） 〕（発表基準は令和6年5月23日現在）	<table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）</th></tr><tr><td>強 風</td><td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上。</td></tr><tr><td>風 雪</td><td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>大 雨</td><td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9以上。 ○土壌雨量指数基準 91以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>洪 水</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 播磨川流域＝12.9以上。 ○複合基準（※1） 播磨川流域＝5.12.9以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大 雪</td><td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上。</td></tr><tr><td>雷</td><td>落雷によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td></tr><tr><td>乾 燥</td><td>空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○最小湿度 40％以下、実効湿度 60％以下。</td></tr></table>	種 類	発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上。	風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9以上。 ○土壌雨量指数基準 91以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 播磨川流域＝12.9以上。 ○複合基準（※1） 播磨川流域＝5.12.9以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上。	雷	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾 燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○最小湿度 40％以下、実効湿度 60％以下。	警報とは、その現象により重大な災害が起こるおそれのあるときに、警戒を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。 ウ 特別警報 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報で、気象庁が市町村単位で発表する。特別警報が発表された市町村では、住民への周知義務があり、直ちに伝達を行う必要がある。 〔 警報の種類と発表基準（抜粋） 〕（発表基準は令和6年5月23日現在） <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）</th></tr><tr><td>暴 風</td><td>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上。</td></tr><tr><td>暴 風 雪</td><td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上、雪を伴う。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td></tr><tr><td>大 雨</td><td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○（浸水害）表面雨量指数基準 23以上。 ○（土砂災害）土壌雨量指数基準 135以上。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難す</td></tr></table>	種 類	発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）	暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上。	暴 風 雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上、雪を伴う。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○（浸水害）表面雨量指数基準 23以上。 ○（土砂災害）土壌雨量指数基準 135以上。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難す
種 類	発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）																									
強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上。																									
風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																									
大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9以上。 ○土壌雨量指数基準 91以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 播磨川流域＝12.9以上。 ○複合基準（※1） 播磨川流域＝5.12.9以上。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上。																									
雷	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																									
乾 燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○最小湿度 40％以下、実効湿度 60％以下。																									
種 類	発 表 基 準（兵庫県南部／阪神／播磨川町）																									
暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上。																									
暴 風 雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上、雪を伴う。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																									
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○（浸水害）表面雨量指数基準 23以上。 ○（土砂災害）土壌雨量指数基準 135以上。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難す																									

神戸地方気象台による文言の修正

頁 修正後	修正前					
最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/hyogo/kijun_2830100.pdf	<table><tr><td>洪水</td><td>る必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数警報 猪名川流域＝18.1以上 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」</td></tr><tr><td>大雪</td><td>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上。</td></tr></table>	洪水	る必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数警報 猪名川流域＝18.1以上 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」	大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上。	
洪水	る必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数警報 猪名川流域＝18.1以上 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。」					
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上。					
【資料編】 資料 5－25 災害発生時における防災に関する協定書 猪名川町（以下「甲」という。）と株式会社観月荘丘の上のカフェそらりお（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災に関する連携・協力について、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、猪名川町内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合（以下「発災時」という。）における要配慮者への避難支援及び甲が実施する災害応急活動について、甲が乙に対し協力を要請することにより、甲及び乙が相互に連携・協力し、本町の安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。 （連携及び協力の内容） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携及び協力する事項（以下「協力内容」という。）を次のように定める。なお、本内容については、甲が必要と認めたとき、乙とその都度協議をしたうえで実施する事項について決定することとする。 1) 食堂施設の活用及び給食支援 発災時における食事の提供について、甲の要請により、乙は乙の食堂施設を使用し要請内容に則した給食支援を実施することとする。また、高齢者、乳幼児等の特別に配慮が必要な食事の提供についても可能な範囲で実施することとする。 2) 災害を想定した訓練の実施 甲及び乙は、必要に応じて災害を想定した図上又は実動の訓練を連携して実施することとする。 （手続） 第3条 甲及び乙は、前条の協力内容を実施するために必要な手続きについて、次のように定める。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。 （1） 甲は、前条第1号による協力が必要となった場合、食堂施設の活用及び給食支援要請書（様式第1号）により、乙へ要請するものとする。 2) 前号の規定に基づく要請を乙が受理したときは、食堂施設の活用及び給食支援決定通知書（様式第4号）により、甲へ通知するものとする。このとき、当該要請に係る書類に記載された目的及び内容の適否を調査し、要請受諾の可否を決定するものとする。 3) 前条第1項第2号による協力が必要となった場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。 （報告） 第4条 乙は、前条第2項により決定された活動が完了したときは、食堂施設の活用及び給食支援報告書（様式第5号）により、甲へ報告するものとする。 （費用の負担） 第5条 乙は、乙が前条の規定により負担した、費用について、甲に請求することができる。ただし、現物補償が可能なものに関しては、乙が認めた場合に限り、乙が負担した同等の現物を納めることとする。 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。 3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。 4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者の認める内容を記載するものとする。 （守秘義務） 第6条 乙は、この協定に基づく活動を実施した場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。 （協 議） 第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。 （効 力） 第8条 この協定は、本協定締結日から効力が発生するものとし、令和7年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から書面による解約の申出がないときは、1年間効力を更新することとし、以降も同様とする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。 令和6年10月2日 （甲）兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 猪名川町長 岡本 信司 （乙）兵庫県川辺郡猪名川町差組字大平井131 株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお 代表取締役 高岡 美津子	【資料編】 （新規）	新規				

頁	修正後	修正前	
281-285	【資料編】 資料５－２６ 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 猪名川町(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。 (趣旨) 第１条 この協定は、大規模災害が発生した場合(以下「発災時」という。)において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲及び乙が協力して行う物資の受入及び配送等について必要な事項を定めるものとする。 (物資集積・搬送拠点) 第２条 発災時において、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役」という。)並びに配送等の拠点として設置する施設(以下「物資集積・搬送拠点」という。)は、災害時に甲が物資集積・搬送拠点として指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。 ２ 甲は、被災者のために調達する物資及び被災者のために甲に対して提供される物資(以下「支援物資」という。)の供給体制が整備されたときは、状況を勘案しながら乙と協議のうえ、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。 (物資受入及び配送の要請) 第３条 甲は、前条第１項の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に 対して次の各号に掲げる業務を物資受入及び配送等要請書(様式第１号。以下、「要請書」という。)により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。 ① 支援物資の配送先となる猪名川町内の避難所、甲が指定する物資の配送場所(以下「避難所等とする。)」への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 ② 配送時における被災者の物資ニーズの収集 ③ 甲が必要と認めた物資の調達及び管理 ④ 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役の実施 ⑤ 荷役に必要な人員及び機材の提供 ⑥ その他、町長が必要と認めること (物資受入及び配送の実施) 第４条 乙は、前条の規定に基づく甲の要請を受理したときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。 (報告) 第５条 乙は、第３条第１項の規定による要請に基づき物資の受入及び配送業務を行ったときは、物資受入及び配送等決定書(様式第２号。以下「決定書」という。)により甲に報告するものとする。 ２ 甲及び乙は、第３条及び第５条第１項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に要請書若しくは決定書により通知するものとする。 (経費の負担及び請求等) 第６条 乙は第３条の規定に基づき負担した費用について、甲に請求することができる。 ２ 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。 ３ 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、３０日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。 ４ 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者が認める内容を記載するものとする。 (事故等) 第７条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。なお、文書の様式は任意様式とする。 (損害の負担) 第８条 荷役等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。 (補償) 第９条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。 (機密の保持及び情報提供) 第１０条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後、又は解除された後についても同様とする。 ２ 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。 (防災訓練への参加) 第１１条 乙は、可能な限り甲が行う防災訓練に参加し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。 (協議) 第１２条 本協定は定めのない事項及び本協定に抵触しない限り、甲乙協議のうえ	【資料編】 (新規)	新規

頁	修正後	修正前
第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。 (適用) 第13条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印のうえ、それぞれ1通を保有する。 令和7年1月21日 (甲) 猪名川町上野字北畑11-1 猪名川町長 岡 本 信 司 (乙) 兵庫県尼崎市中浜町26-4 ヤマト運輸株式会社 阪神主管支店 主管支店長 吉 田 迅 利		
【資料編】 資料5-27 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 猪名川町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。 (趣旨) 第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合(以下「発災時」という。)において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の協力内容に係る必要な事項を定めるものとする。 (物資集積・搬送拠点の設置等) 第2条 発災時において、甲が必要と認めたときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設(以下「物資集積・搬送拠点」という。)は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。 2 甲は、猪名川町内における被災者のために甲が必要に応じて調達する物資、被災者のために甲に対して提供される物資(以下「支援物資」という)の供給体制が整うなど、荷役、配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。 (物資受入及び配送並びに派遣の要請) 第3条 甲は、第2条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を物資受入及び配送等要請書(様式第1号。以下、「要請書」という。)により要請することができる。 ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。 1) 支援物資の配達先となる猪名川町内の避難所、甲が指定する物資の供給場所(以下「避難所等とする」)等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集 3) 甲が必要と認めた物資の調達及び管理 4) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役の実施 5) 荷役に必要な人員及び機材の提供 6) その他、町長が必要と認めること (物資受入及び配送並びに派遣の実施) 第4条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。 ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。 (報告) 第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、物資受入及び配送等決定書(様式第2号。以下「決定書」という。)により甲に報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに決定書により報告をするものとする。 2 甲及び乙は、第3条及び第5条第1項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に要請書若しくは決定書により通知するものとする。 (経費の負担及び請求等) 第6条 乙が前条の規定により負担した費用について、甲に請求することができる。 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。 3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。 ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。 4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者が認める内容の記載があることとする。 (事故等) 第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。	【資料編】 (新規)	新規

頁 修正後		修正前	
	のとする。なお、文書の様式は注意様式とする。 (損害の負担) 第 8 条 荷役等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。 ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。 (補償) 第 9 条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。 ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。 (機密の保持及び情報提供) 第 1 0 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後、又は解除された後についても同様とする。 また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。 (防災訓練への参加) 第 1 1 条 乙は、可能な限り甲が行う防災訓練に参加し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。 (協議) 第 1 2 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。 (適用) 第 1 3 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。 本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ 1 通を保有する。 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (甲) 猪名川町上野字北畑 1 1 - 1 猪名川町長 岡 本 信 司 (乙) 佐川急便株式会社 関西支店 支店長 谷 本 信 之		

頁 修正後		修正前	
291	資料 6－1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和 7 年 5 月 2 9 日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 嶋 本 好 晴 " 自衛隊第 3 6 普通科連隊 第一中隊長 高 橋 裕 介 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 小 野 山 正 " 川西警察署 署長 岩 田 克 之 " 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 " 災害対策室 次長 安 田 誠 " 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 所長 富 田 有 修 " 大阪ガスネットワーク株式会社 " 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 米 野 広 二 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 " 猪名川町消防団 団長 奥 中 章 生 " 猪名川町副町長 奥 田 貢 " 猪名川町教育長 中 西 一 成 " 猪名川町企画総務部長 森 昌 弘 " 猪名川町まちづくり部長 曾 野 光 司 " 猪名川町消防長 向 井 文 雄 " 猪名川町企画総務部企画財政課 平 尾 麻 子 " 猪名川町会計課長 東 山 尚 子 " 川西市歯科医師会 加 藤 典 子 " 川西市薬剤師会 萩 田 育 雄 " 学識経験者※防災士 今 井 絢 美 " 学識経験者※民生委員 堀 口 初 恵	資料 6－1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和 6 年 5 月 2 7 日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 菊 田 一 行 " 自衛隊第 3 6 普通科連隊 第一中隊長 福 重 貴 之 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 宮 口 美 範 " 川西警察署 署長 大 林 雅 明 " 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 " 災害対策室 次長 安 田 誠 " 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 所長 湯 出 口 幸 久 " 大阪ガスネットワーク株式会社 " 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 小 森 浩 治 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 " 猪名川町消防団 団長 前 岡 隆 顕 " 猪名川町副町長 奥 田 貢 " 猪名川町教育長 中 西 一 成 " 猪名川町企画総務部長 森 昌 弘 " 猪名川町地域振興部長 大 嶋 武 " 猪名川町生活部長 和 泉 輝 夫 " 猪名川町まちづくり部長 曾 野 光 司 " 猪名川町教育部長 小 山 泰 司 " 猪名川町消防長 向 井 文 雄 " 猪名川町地域振興部地域交流課 平 尾 麻 子 " 猪名川町生活部住民課 樋 口 嘉 世	委員の変更及び 文言修正
357	【資料編】 資料 9－5 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所一覧 (1) 急傾斜地崩壊危険区域 区域名 所在地 面積 告示年月日 告示番号 広根 猪名川町広根字東山 0.77ha H5. 4. 13 兵庫県告示第698号 伏見台 3 丁目 猪名川町伏見台 3 丁目、内馬場 0.66ha R3. 2. 9 兵庫県告示第135号	【資料編】 資料 9－5 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所一覧 (1) 急傾斜地崩壊危険区域 区域名 所在地 面積 告示年月日 告示番号 広根 猪名川町広根字東山 0.77ha H5. 4. 13 兵庫県告示第698号	急傾斜地崩壊危険 区域の追加による 修正